

⑤ 地域の初期消火力向上に向けた取組

1 はじめに

本市消防局（以下、消防局）では、地域の初期消火力の向上を図ることを目的として、初期消火器具の設置普及事業を展開しています。本稿では、この事業の取組の一つである初期消火器具整備費補助事業（以下、補助事業）の概要と課題解決に向けた取組を紹介いたします。

2 初期消火器具とは

初期消火器具とは、道路等に設置されている消火栓に、地域住民がホース等を接続し、放水をするための消火資機材です。

初期消火器具という名称のとおり、建物が炎上するよう大きな規模の火災を消火するものではなく、大地震等同時多発火災が発生した際、公設消防が到着するまでの間、地域住民による延焼防止活動を実施するためのものです。

補助事業の対象となる初期

消火器具には、固定式と移動式の2種類があります。

① 固定式は、「初期消火箱」（写真1）といい、消火栓の直近に設置する箱の中に消火資機材（ホースφ50）を収納したものです。

② 移動式は「スタンドパイプ式初期消火器具」（写真2）といい、移動可能な台車に消火資機材（ホースφ40）を積載したものです。

● 設置場所が限定されない。
● 搬送が容易で、広範囲の消火活動が可能
● ホースが軽量で扱いが容易
● 反動力が小さく、女性や高齢者でも消火活動が可能

以上のことから、消防局ではスタンドパイプ式初期消火器具を推奨しており、27年度補助設置した約9割が、このタイプです。

3 補助事業の概要

次の3つの要件

① 地域に消火栓が設置されている。
② 地域に家屋が密集し、火災

が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。

③ 初期消火器具設置後、地域で取扱訓練を定期的に実施する。

を満たした自治会町内会（以下、自治会等）に対して、初期消火器具の設置に係る経費の3分の2、上限二十万円の補助（28年度現在）を実施しています。事業開始年度である平成23年度からの補助実績は、表1のとおりです。

4 補助事業の課題

表1に記載されているとおり、事業開始から2年間は、「設置を希望する自治会等が少なく」ということが課題でした。その後、消防局を挙げ、地域の消火力向上の必要性を広く周知したことにより、設置を希望する自治会等が大幅に増えましたが、今度は「設置場所の確保ができない」という新たな課題が浮かび上がってきました。

補助の要件ともなっている家屋密集地域では設置するた

めの空き地等も少なく、道路

への設置も狭あいのため難しい状況です。このため、設置を要望している自治会等より、「消防局で設置場所を確保してもらえないか」、「設置場所が見つからないので、設置を見送らざるを得ない」などの声が消防署に多く寄せられ、設置場所の確保に苦慮している自治会等への支援が最優先の課題となりました。

5 課題解決への取組

設置場所の確保支援については、自治会等から相談を受けた消防署が実施していましたが、「補助金申請期限内に設置条件を満たし、かつ、無償で提供してもらえない場所を見つけることは時間的に難しい」といった各署からの声を受け、消防局で一括して企業に設置場所の提供を依頼し、自治会等が設置場所を選定する際の選択肢を増やすこととしました。

① 企業への設置場所提供の協力依頼

執筆

大西 勝
消防局予防課担当係長



写真1 初期消火箱

↑ 台車自体が箱形の一例

↑ 箱に収納される台車型の一例

写真2 スタンドパイプ式初期消火器具の一例

初期消火器具を設置する場所の前提条件は、『24時間地域の方が容易に初期消火器具を運び出せる』ということですので。このことから、「コンビニエンスストア（コンビニ店舗）」を運営する企業に依頼するという方向性はすぐに決定しました。

コンビニ各社は、既に行政機関等と災害時の協力協定などを結んでいることから、この時点では、依頼をすれば、ご協力をいただけるかと安直に考えていました。

② 企業からの課題の提示

横浜市内で店舗を運営するコンビニ9社に対し、初期消火器具の必要性を理解していただき、地域貢献のための協力を依頼しましたが、快い返事は頂けませんでした。

協力を得られない理由は様々でしたが、最も大きな理由は、初期消火器具の所有者・管理者が自治会等であるため、設置に伴う事故発生時の対応が危惧されるということでした。

そこで、設置をする際は、各社と自治会等間で、協定を締結し、事故発生時の補償責任等の所在を明確にすることを提案しました。

しかし、自治会等と協定を締結する

ことについては前例がない。協定を締結しても、事故発生時の補償等の実効性について不安がある。

など、設置場所の提供は難しいという回答でした。

③ 課題解消の取組

平成26年7月から約8か月間、各社に対し協力を得るための調整をくり返し、

自治会等と企業間の協定の締結にあたり、消防局が立会人となることにより、協定書の実効性を担保する。

自治会等には保険に加入してもらい事故発生時への対応に備える。

など、協力を得るために課題を一つひとつ解消した結果、8社から協力を得られることとなり、平成27年3月に横浜市と各企業間で「初期消火器具設置協力基本協定」を締結することができました。

6 協力協定の効果

平成27年度の初期消火器具の設置補助事業において10基を設置しましたが、その内10基がコンビニ店舗へ設置されました。

7 更なる協力企業の発掘

コンビニと協力協定を締結

した後も、「地域にコンビニが無く設置場所がない」等の声を受け、平成27年度に8社、28年度に17社の企業と設置協力協定を締結しました（表2）。

8 おわりに

横浜市民の間で、大地震等による災害からの共助による「減災」の考え方が徐々に浸透し、地域からの初期消火器具の設置要望が増加している中、本年度、横浜市地震防災戦略が改定され平成34年までの初期消火器具の設置目標が200基から700基に上方修正されました。

地域のニーズと行政の目標のベクトルが合致している今、更に地域の声に耳を傾け、早期に地域住民が共助により初期消火を実施できるよう

①補助事業の拡大
②設置場所の確保の支援
③設置後の消火器具取扱者の拡大に向けた取扱訓練指導
などの取組を積極的に行い、火災被害の軽減に向けた、地域の初期消火力の向上につなげていきます。

表1

	初期消火箱	スタンドパイプ式 初期消火器具	設置数合計
23年度	0	0	0
24年度	3	0	3
25年度	6	13	19
26年度	14	55	69
27年度	11	89	100
計	34	157	191

表2

平成26年度協定締結会社名	平成27年度協定締結会社名
国分グローサースチェーン(株)	(株)カメガヤ
(株)スリーエフ	(株)クリエイト エス・ディー
(株)セブンイレブン・ジャパン	(株)サイゼリヤ
(株)ファミリーマート	(株)サンドラッグ
(株)ポプラ	(株)CFSコーポレーション
ミニストップ(株)	(株)セブン&アイ・フードシステムズ
山崎製パン(株)	(株)ゼンショーホールディングス
(株)ローソン	(株)吉野家

平成28年度協定締結会社名		
(株)AOKIホールディングス	(株)スズキ自販神奈川	ネットトヨタ横浜(株)
神奈川スバル(株)	トヨタカローラ神奈川(株)	ブックオフコーポレーション(株)
神奈川ダイハツ販売(株)	トヨタカローラ横浜(株)	(株)ホンダカーズ横浜
神奈川トヨタ自動車(株)	日産プリンス神奈川販売(株)	ヤマト運輸(株)
(株)関東マツダ	日本マクドナルド(株)	横浜トヨペット(株)
関東三菱自動車販売(株)	ネットトヨタ神奈川(株)	

【初期消火器具設置の経緯】

横浜市内の初期消火器具の設置の歴史は古く、当初は、財団法人横浜消防協会（以下、協会）の事業として行われ、昭和27年7月30日に第一号の「初期消火箱」が、鶴見区鶴見町に設置、その後、協会が解散する平成22年度までに9399基が設置されました。協会の解散にあたり、事業の必要性に鑑み、平成23年度から消防局が、初期消火器具整備補助事業を開始しました。